

第 2 回検討会において いただいたご意見について

2022年2月4日

第2回検討会の振り返り

- 第2回検討会（2021年12月8日）では、省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価・運用方法及びガイドラインの見直しについて委員の皆様にご議論いただいた。
- 継続検討事項は下表のとおりとなっており、本日はこれらの点についてご議論いただきたい。

検討事項		継続検討事項
評価方法	(1) 都市ガス・LPガスにおける「時間毎のエネルギー消費量の見える化」の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象に含めるべきか ・その他、事務局より委員からのご質問に回答（給湯器のリモコンを通じた情報提供の内容、当該リモコンの普及状況、ガス小売事業者による啓発活動、集約性の考え方について）
制度運用	(2) 採点結果のフィードバック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回答を提出した全事業者に対する評価結果のフィードバック方法
	(3) 評価結果の公表範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・契約件数が30万件超の事業者の評価が★2以下だった場合の公表要否
	(4) 報告様式の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・デモサイトの作成・提供が困難な事業者による補足情報の提出方法
	(5) 評価項目・基準の見直し頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者の情報提供の状況を踏まえた評価項目等の更新頻度
	(6) 類似世帯比較に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・新電力をはじめ、まだ「類似世帯比較」に関する情報提供に取り組んでいない事業者への参考情報の提供方法
ガイドライン	(7) 増エネ表現への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・増エネ表現への対応に関するガイドライン上の記載

1. 省エネコミュニケーション・ランキング制度及び ガイドラインに関する残課題について

(1) 都市ガス・LPガスにおける評価項目「時間毎のエネルギー消費量の見える化」の取扱い

- 第2回検討会では、給湯器のリモコンによる情報提供も含め、幅広く当該項目の採点対象とすべきとの意見が多かった。
- 他方で、委員からはリモコンによる情報提供に関連して下表のご質問があった。
⇒次項以降に示す事務局方針を踏まえ、以下の事項が満たされている場合に、給湯器のリモコンによる情報提供を評価対象とすることとしてはどうか。
 - ✓ エネルック機能※リモコンが主要機種に標準装備される等、情報提供が限定的な範囲に留まっていないこと。
 - ✓ リモコンを通じた情報提供の取組をホームページやサステナビリティレポート等で積極的に周知していること。

※家庭のエネルギー使用量を計測・表示する機能の業界統一呼称

<リモコンによる情報提供に関する委員からのご指摘・ご質問>

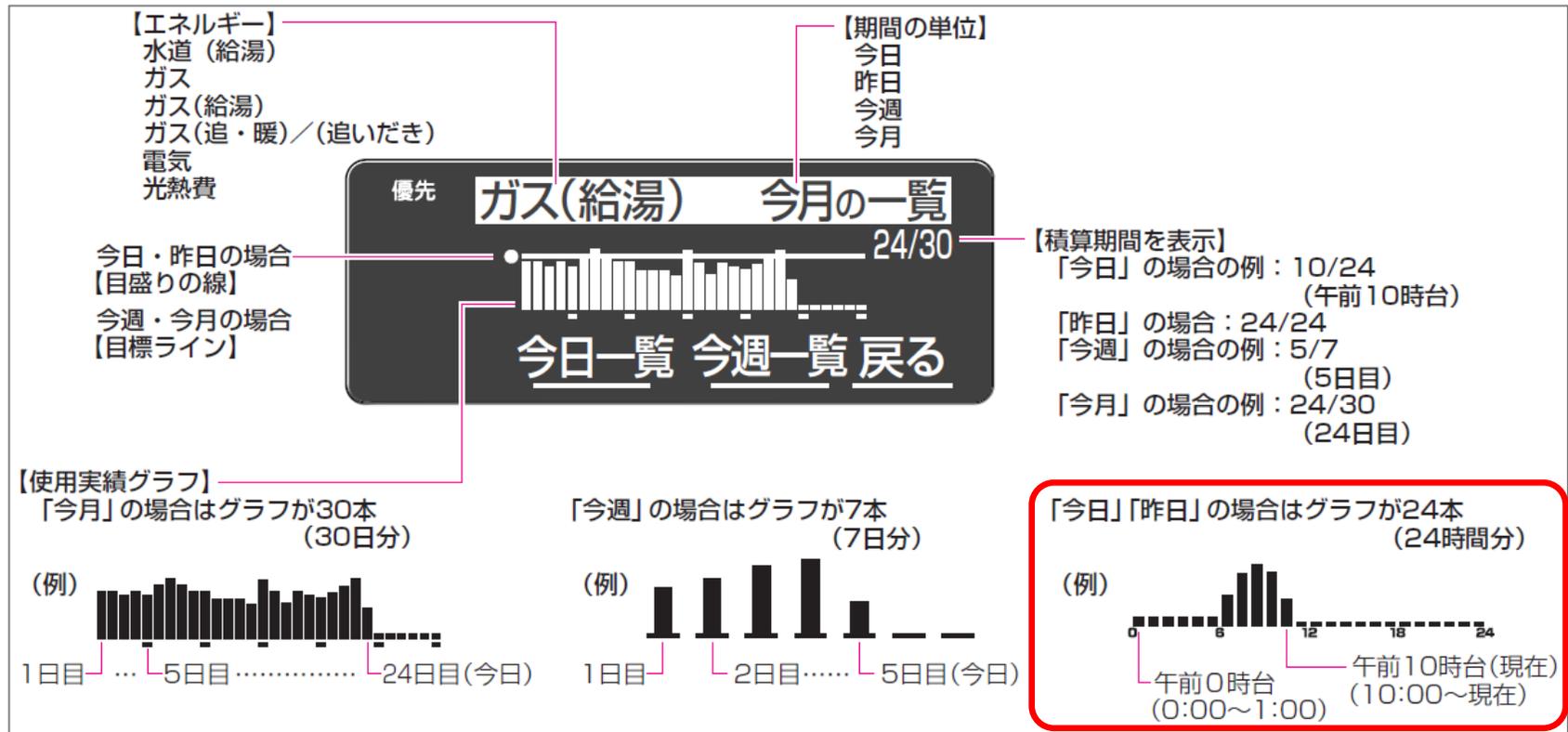
ご指摘・ご質問	内容
①リモコンによる情報提供の内容	・リモコンでは具体的にどのような情報提供がされているのか。
②リモコンの普及状況	・家庭のエネルギー使用量を計測・表示可能とする機能「エネルック」を搭載するリモコンによる情報提供はどの程度一般的に行われているのか、非常に限定的な範囲で行われているといったことはないのか。
③ガス小売事業者によるリモコンの普及活動	・リモコンは給湯機メーカーによって製造されており、ガス小売事業者による情報提供と見なすことに妥当性はあるか。
④リモコンによる情報の集約性	・リモコン表示による情報提供において、集約性はどのような対応になっているのか。

①リモコンによる情報提供の内容

- 家庭のエネルギー使用量を計測・表示可能とする「エネルギー機能※」を搭載する給湯器のリモコンにおける情報提供イメージは下記のとおり。
- 期間の単位として「今日」または「昨日」を選択すると、時間毎のガス使用量等を棒グラフで表示可能。

※業界統一呼称

➤ 設定した期間単位での表示

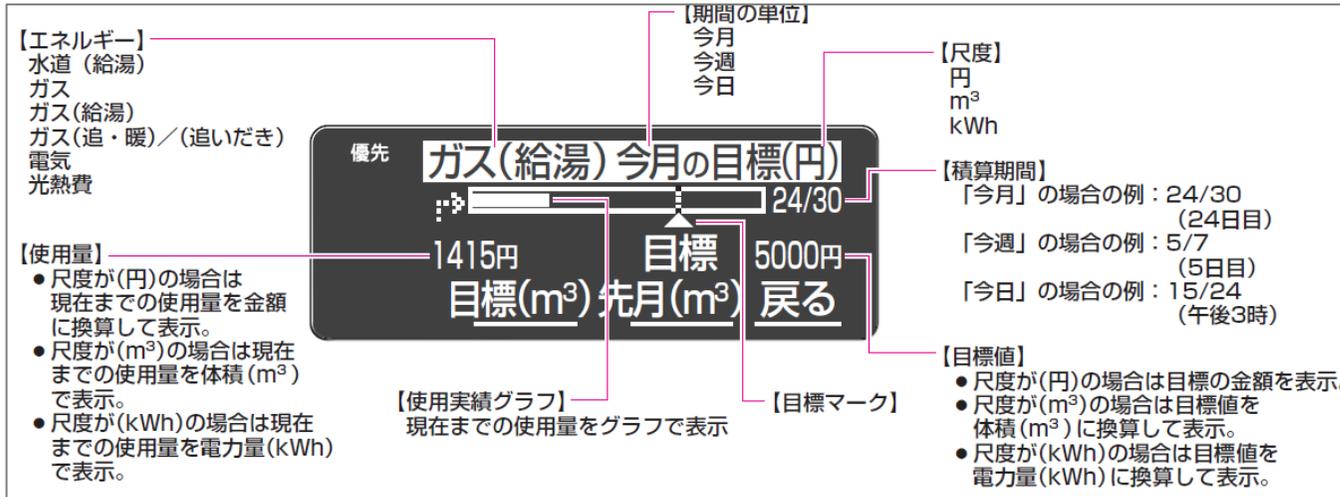


【参考】エネルギー機能について

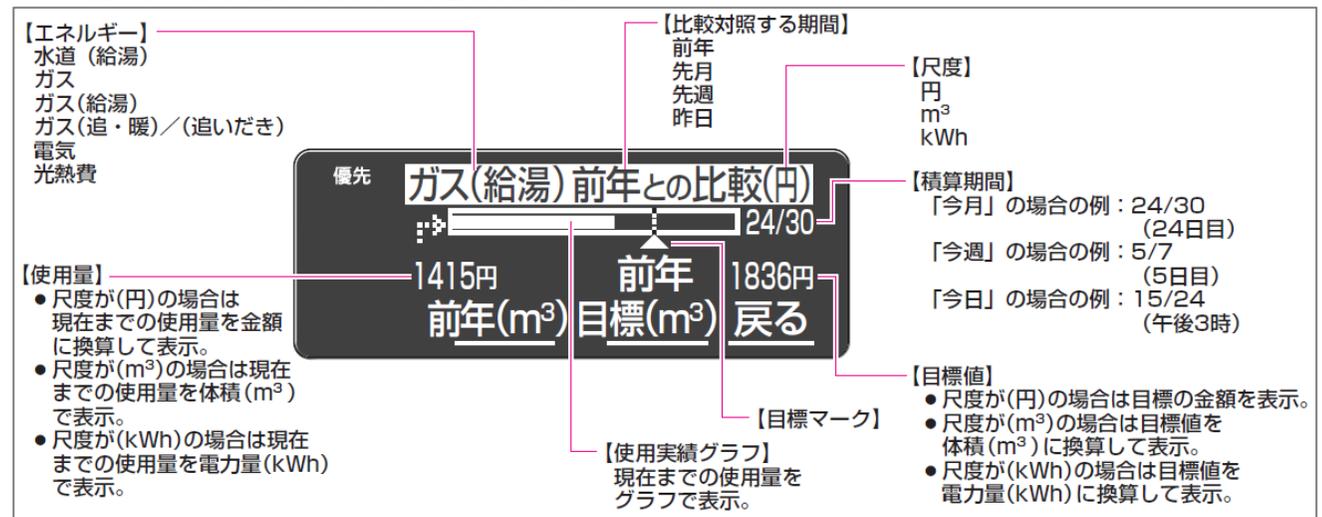
- エネルギー機能※においては、使用者が設定した目標値や過去の使用実績との比較表示も可能。

➤ 目標値との比較表示

※家庭のエネルギー使用量を計測・表示する機能の業界統一呼称



➤ 過去の使用実績との比較表示



②リモコンの普及状況及び③ガス小売事業者による普及活動

● エネルック機能リモコンの普及状況

- ✓ 日本ガス石油機器工業会によると、対象機器（温水給湯暖房機、ふろ給湯器、給湯専用器）の2021年の年間出荷台数のうち、**都市ガス用機器の約4割、LPガス用機器の約3割にエネルック機能リモコンが搭載されていると推計**され、**一定程度は普及している**と考えられる。

● ガス小売事業者による普及活動

- ✓ エネルック機能については、**ガス小売事業者による情報開示**も行われており、**普及に向けた取り組みが進められている**。

➤ 東京ガスによる情報開示の事例

高効率給湯器「エコジョーズ」の普及

家庭用の潜熱回収型高効率給湯器「エコジョーズ」は、従来型給湯器（スタンダード）では83%^{*1}が限界であった熱効率を、排気熱・潜熱回収システム（二次熱交換器）によって95%^{*2}にまで向上させた給湯器です。業界を挙げて「エコジョーズ」を広めており、導入数を毎年増やしています。普及実績は業界全体で約1,126万台です（2021年3月末現在、出荷ベース。日本ガス石油機器工業会調べ）。

エコジョーズは熱の効率的な利用により、大気中への不要な熱の放出を低減し、CO₂排出量の削減・地球温暖化防止に貢献します。さらに、**リモコンにはガスやお湯の使用量が分かるエネルック機能を搭載し、「見える化」することで節水や省エネをサポートしています。**

*1 RUF-A2405AW (B) の場合（従来型の一例）。

*2 RUF-E2406AWの場合（エコジョーズの一例）。

*1、2ともJIS S 2109で定める測定方法により算定（ただしご使用状況により熱効率は異なります）。

出典：東京ガス「東京ガスグループ サステナビリティレポート2021」

➤ 東邦ガスによる情報開示の事例

エネルックリモコン / エネルックインターホンリモコン

製品一覧

おふるでチェック、コストと健康



気になるランニングコストをチェックできます。

今月・先月・前年のガス、お湯、電気の使用量や料金を日・週・月単位で表示でき、ランニングコストの目安としてお役立ていただけます。

エネルックインターホンリモコンなら、便利なインターホン機能も搭載しています。○インターホン機能なしの「エネルックリモコン」もあります。○リモコンの機種により、表示内容が異なります。※リモコン上に表示される数値は、実際の数値とは異なる場合があります。

● エネルックインターホンリモコン・体脂肪率測定機能付

エネルック機能に加えて体脂肪率測定機能がついた浴室リモコンなら、お風呂で体脂肪率を計れます。また、5人までのデータを測定できます。

ドットマトリクス表示リモコン

（全自動タイプの浴室リモコンに体脂肪率測定機能付）

ガス・お湯・電気・CO₂排出量の表示タイプ

浴室リモコン FC-911

パナソニック（株）製
希望小売価格（税込）24,750円
[税抜価格22,500円]



台所リモコン MC-911

パナソニック（株）製
希望小売価格（税込）24,750円
[税抜価格22,500円]



音声で
手順を
お知らせ

5人まで
データを
測定可能

体調や測定時間の変化による測定値変動が少ない水中体重秤量法を応用しています。

○別途、電力測定ユニット EM-02 27,500円（税込）
（パナソニック（株）製）が必要です。

ガス
12月15日の使用量
[前日] 消費 234円
使用量 233円

ガス使用量の表示例

出典：東邦ガスホームページ

④リモコンによる情報の集約性

- 前述の通り、**エネルギー機能を搭載する給湯器のリモコン**では、時間毎のエネルギー消費量のみならず、目標値や過去の使用量の実績との比較表示等も可能になっているが、**指針5項目に定められた情報とともに集約した形での情報提供とはなっていない**。
- また、事業者のホームページにおいても、エネルギー機能搭載リモコンの紹介と指針5項目に基づく情報を**集約した形での情報提供も行われていない**。
- 他方で、本制度において、給湯器のリモコンに関する情報も集約して提供されるべきものと位置づけられた場合には、**集約した形での情報提供に向けた取り組みは可能**と考えられる。

⇒**リモコン表示による情報についても、集約を行っている場合は評価（加点：集約性の1点）することとし、集約を行っていない場合は評価（加点：集約性の1点）しないこととしてはどうか。**

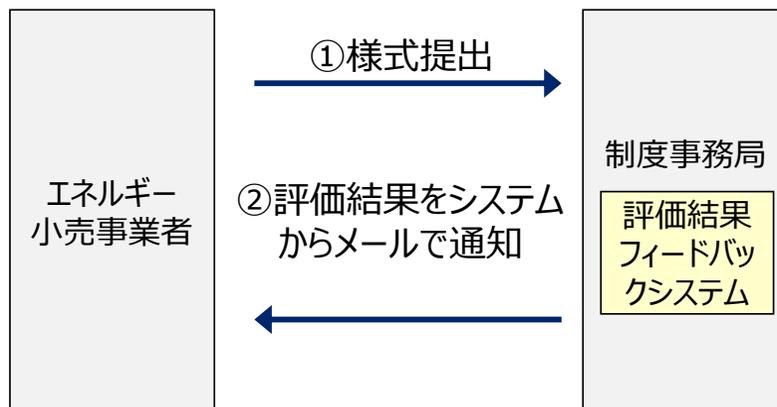
(2) 採点結果のフィードバック方法

- 今年度の試行的運用においては、希望する事業者に対してのみのフィードバックを実施した（得点・得点率・基礎点・加点）。
- 他方、第2回検討会においては、委員より下記のご指摘があった。
 - ✓ 結果のフィードバックは事業者が自社の取組を把握し、改善に向けてPDCAを回していくために必要な要素。事業者数が多いことから、運用上の課題はあるが、各社が何らかの形で自社の取組に対する評価を理解できる工夫をすべきではないか。

⇒上記のご指摘を踏まえ、回答を提出した全事業者へ事務局から評価結果のフィードバックを行い、各社が評価に関する詳細情報を確認可能なシステムの構築を検討することとしてはどうか。具体的な設計や構築のためのスケジュール・運用開始時期等については引き続き、事務局にて検討を行うことしたい。

- 具体的な運用イメージは下図のとおり。その他の案も含めて、事務局にて検討を行う。

フィードバック方法案



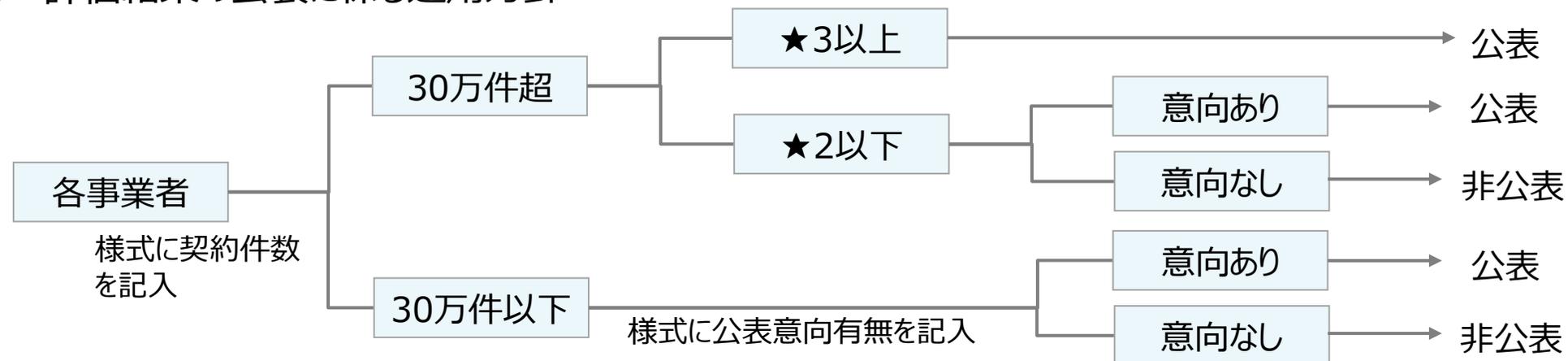
(3) 評価結果の公表範囲

- 第2回検討会において、事務局からは2022年度以降の本格運用における結果の公表について「契約件数が30万件超かつ★3以上獲得した事業者は評価結果を公表」とし、「契約件数30万件超の★2以下獲得事業者」については事業者の意向を確認する運用とする案を示した。
- これに対し、一部の委員・オブザーバーからは、「契約件数が30万件超の事業者については、★2以下であっても原則公表すべきではないか」とのご指摘があったが、全事業者の結果公表につなげていきたい一方で、現時点では対象事業者との合意に至っていない。

⇒契約件数30万件超の★2以下獲得事業者の公表方法については、当面は事業者の意向を確認する運用とするが、今後も★2以下獲得事業者を原則公表することについて、検討を行う。

※なお、契約件数30万件超の事業者一覧及び各社の回答提出状況は、資源エネルギー庁ホームページで公表するため、一般消費者は評価結果が★2以下で、結果を非公表としている事業者名を把握することは可能。

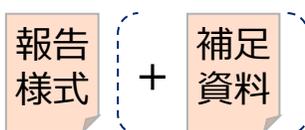
➤ 評価結果の公表に係る運用方針



(4) 報告様式の提出方法

- 第2回検討会で提示した「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）」の「4.4. 評価基準（採点方法）」では、回答の根拠について、以下のとおり記載していた。
 - ◆ 評価は情報の提供有無により判断することとし、エネルギー小売事業者が様式にて報告を行う際には、回答の根拠（情報提供を行っているウェブサイトのアドレス等）の記載を必須とし、根拠の記載がない、または閲覧に当たって会員登録等が必要となり、第三者が確認できないウェブサイトに関する記載のみである等の場合には、「情報を提供している」と回答しても採点対象外とする。
 - これに対し、一部のオブザーバーから下記のご意見があった。
 - ✓ 第三者が確認できないウェブサイトの記載のみである場合は、採点対象外とするところがあるが、デモサイトによる情報提供については対応困難な事業者も多く存在。今年度の試行運用と同様に、該当ページの画像提供等による情報提供でも評価していただけるようにしてほしい。
- ⇒省エネ法定定期報告に併せて提出する場合、運用が複雑になり、回答のエビデンスが提出できないことから、本運用においては、報告様式をメール送付等により直接提出頂くこととし、回答の根拠となる情報を補足資料として提出いただければ、評価対象に含めることとしたい。
- 他方で、一般消費者がエネルギー小売事業者の情報提供について把握するための重要な情報源となることから、ガイドラインにおいては、デモサイトの作成・提供を推奨する旨を記載することとする。

特定事業者／非特定事業者
とも



提出

資源エネルギー庁 省エネルギー課

※特定事業者は、様式「共同省エネルギー事業の報告」における「（1）国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告」については、定期報告の一部として提出が必要。

(5) 評価項目・基準の見直し頻度①

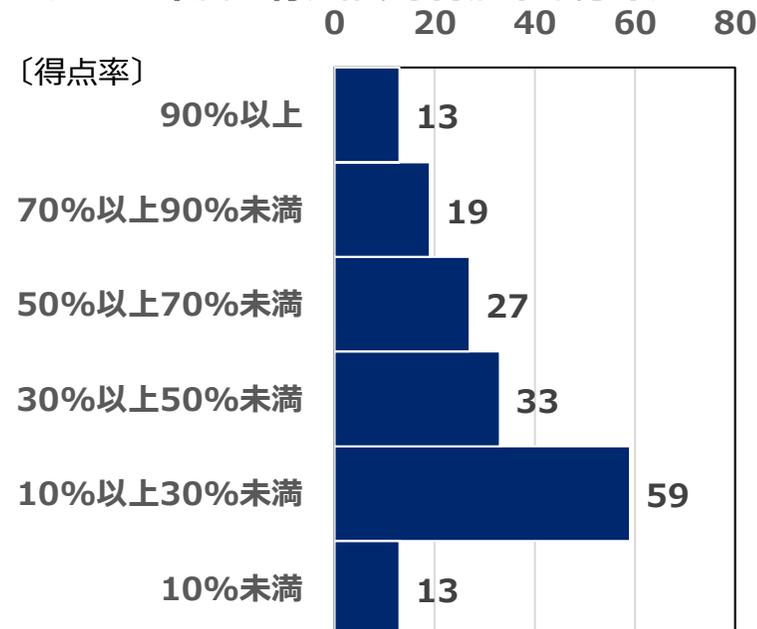
- 第2回検討会の事務局資料では、最高位獲得事業者に継続的な取り組みを促すためのインセンティブを付与するため、評価項目を適宜見直すこととする方針を示した。
 - これに対し、一部のオブザーバーから下記のご意見があった。
 - ✓ 評価項目が毎年のように更新されてしまうと、システム対応等もあり事業者への負担も大きく、また消費者も混乱するのではないかと。評価項目を更新すること自体を否定するものではないが、頻度については慎重に検討してほしい。
- ⇒2022年度は本運用の初年度になることから、課題が顕在化した場合、評価項目の再検討及び変更が必要となる。ただし、安定的な運用が可能となった後には、評価項目の変更については必要に応じて実施することとしたい。

(5) 評価項目・基準の見直し頻度②

- 2021年度の試行においては、各ランク水準（5段階評価）を下表のとおり設定した。また、2022年度においても、同様のランク水準で評価予定。
- 一方、将来的には、★5を得点率90%、★4を得点率70%を下限として、例えば、平均値＋標準偏差（1σ）を★4とし、これに伴い★5の得点率を引き上げるなど、ランク水準の引き上げの検討を行うものとする。

配点	ランク水準（得点率）
■ 小売電気事業者 基礎点：90点 加点：50点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満
■ 都市ガス小売事業者 LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満

＜2021年度試行における得点率の分布＞ N=164



平均値	42.2%
標準偏差σ	28.6%
平均値+σ	70.8%

(6) 類似世帯比較に関する情報提供

- 新たに指針に追加される予定となっている「**類似世帯比較**」に関する情報提供について、一部のオブザーバーより下記のご意見があった。

- ✓ 「**類似世帯比較**」は、まだ取り組んでいない新電力事業者も多く、システム投資が必要になるため、先行的に取り組んでいる事業者と同様の水準に追いつくには、ある程度の時間が必要。ぜひ、簡易的でありながらお客様の省エネに効果的に寄与する「**類似世帯比較**」の**事例をベストプラクティスとして紹介してほしい**。

⇒第2回検討会の事務局資料において、ガイドラインの別紙として公表する**ベストプラクティス集**の候補として記載した東京電力エナジーパートナーの事例が該当する（顧客より提示された情報を元に使用機器、世帯人数、築年数、ライフスタイル等でグルーピング）。今後も新電力をはじめ、「**類似世帯比較**」に係る情報提供に取り組んでいない事業者の参考となるよう**内容の拡充を図っていく**こととしたい。

➤ ベストプラクティス集に掲載予定の「類似世帯比較」に関する情報提供の事例

顧客情報入力画面



使用量・料金確認画面

・似た家庭の使用量・料金表示
・おすすめの料金プランの表示



電気料金予測・目標設定画面



出典：東京電力エナジーパートナー提出書類

(7) 増エネ表現への対応

- 第2回検討会の事務局資料及びガイドライン（改訂案）では、比較サイト及びエネルギー小売事業者のホームページにおける「**増エネ表現**」の使用状況の調査結果を示し、**料金プランの説明文においては事務局が提示する代替表現の採用を検討**することが望ましい旨を記載した。
- これに対し、一部のオブザーバーから下記のご意見があった。
 - ✓ **増エネを促す表現**に関連して、資料内で代替表現の例を記載いただいているが、表現方法は様々あるため、**事業者も判断に迷う**と考えられる。そこで代替表現の一つとして、例えば「本料金メニューは増エネを推奨するものではありません。環境に配慮して省エネを意識してエネルギーを使用していきましょう」など、**増エネを促す意図ではないことを説明や注釈として示す**ことも**ガイドラインに記載**いただけないか。事業者にとっても対応が分かりやすく、消費者にも直接意図が伝わる表現かと思うので、ご検討をお願いしたい。

⇒この点について、**ガイドライン上の記載を以下のとおりに変更**することとしたい。

▶ ガイドライン（改訂案）における増エネ表現に関する記載の変更案

変更前	変更後
プラン名称に、下表に示されるような増エネを促しかねない表現が含まれる場合には、プランの説明文においてプラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載することが望ましい。また、プラン説明文におけるこれらの表現については、下表※に示すような代替表現の採用を検討することが望ましい。	プラン名称に、下表に示されるような増エネを促しかねない表現が含まれる場合には、プランの説明文においてプラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載することが望ましい。また、プラン説明文におけるこれらの表現については、下表※に示すような代替表現を参照し、 一般消費者へ誤解を与えない分かりやすい記載とすることが望ましい。

※下表…次項参照

(参考) プラン名称・プラン説明文において使用されている増エネ表現の例と代替表現の例

増エネ表現	プラン名称・プラン説明の事例	プランの特徴	代替表現の例
<p>プラン名称 に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使いたい放題プラン 充電し放題プラン 	<ul style="list-style-type: none"> 使用量が一定まで定額 	<p>➤ <u>名称については制限しないが、左記に示す増エネ表現を含む名称を使用する場合は、プラン説明において、プラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載すること。</u></p>
<p>プラン説明 に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 使えば使うほど電力料金が安くなる 電気をたくさん使うほどおトク 電気をたくさん使えば使うほど、節約を実感 	<ul style="list-style-type: none"> 使用量が増加するほど割引率が高くなる従量制 基本料金・従量料金が他社と比べ低額 	<ul style="list-style-type: none"> 使えば使うほど<u>電力量料金単価が安くなる</u>のでお得 使用量が増えると<u>電力料金の割引率が大きくなる(最大●%割引)</u>ので、電気をたくさん使う家庭は割安を実感 電気を使えば使うほど<u>割引金額が大きくなる</u>ので、たくさん使う家庭におすすめ

2. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の 評価・運用方法の最終案について

【参考】一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。
 - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
 - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
 - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
 - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。
3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。
4. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
 - (1) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
 - (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
 - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

評価項目及び配点（小売電気事業者）

合計：140点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点					
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他		
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目 = 10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点		加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点		加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金								
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額								
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度								
	指針2. 類似世帯比較								
加点	追加項目1. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報	加点【15点】 ○提供の有無： 4点×3項目 = 12点 ○集約性： 1点×3項目 = 3点		加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点		加点【5点】 ○実施の有無：5点			
	追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費 (デマンドレスポンス等)を促す情報								
	追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報								
	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者 の創意により実施する一般消費者が行うエネ ルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点							

評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）

合計：130点満点

提供方法		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 =75点 ○集約性：15点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目=10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見る化した情報	加点【5点】 ○提供の有無： 4点×1項目=4点 ○集約性： 1点×1項目=1点					
	追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費 (デマンドレスポンス)を促す情報 対象外						
	追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者 の創意により実施する一般消費者が行うエネ ルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点					

評価方法（ランク水準）

- 2022年度においては、下表のとおり各ランク水準（5段階評価）を設定する。

2022年度	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点：50点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満
■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満

